

食安発第 0519006 号
平成 21 年 5 月 19 日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

中国産乾燥ほうれんそうの取扱いについて

中国産ほうれんそう加工品については、平成 15 年 5 月 20 日付け食安発第 0520001 号により、輸入者に対して輸入を自粛するよう指導し、このうち冷凍ほうれんそうについては、中国側の対策を踏まえ、平成 16 年 6 月 17 日以降、特定の企業が製造するものについて輸入自粛を求めないこととしているところです。

今般、乾燥ほうれんそうについて、中国側の管理体制を踏まえ、中国政府に登録された加工企業で製造された製品であって、下記の (1) 及び (2) の全ての条件に適合する場合に限り、本日以降、輸入自粛を求めないこととしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

なお、輸入の際には、クロルピリホス、ディルドリン（アルドリンを含む。）及びエンドリンについて、平成 21 年 3 月 30 日付け食安輸発第 0330006 号に基づく検査命令を実施することとし、同通知の別表 1 を別紙 1 及び別表 2 を別紙 2 のとおり改め、同検査命令の対象とする乾燥ほうれんそうの加工企業は、別途指示によることとします。

また、輸入関係団体に対し、別紙 3 のとおり通知していることを申し添えます。

記

- (1) 輸入届出時に中国政府が発行する別添 1 の「衛生証明書」が添付されていること。
- (2) 輸入者に対し別添 2 「乾燥ほうれんそう生産・加工工程書」の提出を求め、当該工程書から次の事項が確認できること。
 - ア) 別途指示する加工企業が直接管理するほ場で収穫されたほうれんそうのみを使用し、加工企業内の検査施設でクロルピリホスなどの農薬検査が適切に実施された製品であること。
 - イ) 収穫前、中間製品及び最終製品での農薬の検査結果が、我が国のほうれんそうの残留基準値に適合していること。

別紙1
別表1

別添

平成21年5月19日

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
全輸出国	フグ	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。	魚種鑑別	—	フグの種類の鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
	すじこ		亜硝酸根	別表4によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	成分規格(0.005g/kg)又は使用基準(残存量として0.0050g/kg)を超える亜硝酸根が検出されるおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ		アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり1kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注)	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ		アフラトキシン	別表3によること。 ただし中国産ハトムギについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり1kg採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注)	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ミックススパイス	落花生、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギのいずれか又はその合計の含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	シアン化合物含有豆類		シアン化合物	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生労働省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)		シアン化合物	別表2の3によること。	平成14年11月21日付け食基第1121002号及び食監発第1121002号別添「タピオカでんぷん中のシアン化合物試験法」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	乾燥いちじく		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品	BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO.,LTD.が製造した炭酸水素アンモニウムに限る。	メラミン	別表2の2によること。	平成20年10月2日付け食安監発第1002003号「食品中のメラミンの試験法について」によること。	メラミンが使用されているおそれがあるため。	

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アラブ首長国連邦	ひよこ豆		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
イタリア	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ゴルゴンゾーラチーズ (ソフト及びセミソフトタイプに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	オリーブ加工品	別途指示する製造者で製造され、密閉されたものに限る。	水分活性 水素イオン濃度 ボツリヌス毒素 ボツリヌス菌 (ボツリヌス毒素及びボツリヌス菌については、水分活性が0.94を超え、かつ水素イオン濃度が4.6を超えるものに限る。)	平成10年8月26日付け衛食第83号別表によること。	平成10年8月26日付け衛食第83号別添2によること。	製品検査の対象食品等に示すオリーブ加工品からボツリヌス毒素が検出されるおそれがあるため。
	葉タマネギ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ加工品 (ピスタチオナッツを主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
	アーモンド加工品 (アーモンドを主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
イラン	殻無しピスタチオナッツ	加工品を除く。	ピリミホスメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるピリミホスメチルが検出されるおそれがあるため。
インド	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示検査機関が発行したニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン)に係る証明書が添付されているものを除く。	フラゾリドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
	ケツメイシ(エビスグサ(ロッカクソウ)の種子)及びその加工品(ケツメイシを主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
	ターメリック及びその加工品 (ターメリックを主要原料とするものに限る。)	ミックススパイスにあつては含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
インドネシア	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		オキシテトラサイクリン テトラサイクリン フラゾリドン ニトロフラントイン	別表2の4によること。	オキシテトラサイクリン及びテトラサイクリン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。 フラゾリドン及びニトロフラントイン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等 の規格基準」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが 検出されるおそれ及びテトラサイクリン、フラゾリド ン及びニトロフラントインが残留しているおそれがあるため。
	ターメリック及びその加工品 (ターメリックを主要原料とするものに限る。)	ミックススパイスにあつては 含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀 類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1 試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
エクアドル	バナナ	別途指示するブランドの特定 農場で生産されたものに限る。	ビテルタノール	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるビテルタノールが検出さ れるおそれがあるため。
	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D シベルメトリン ジウロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-D、基準値 (0.03ppm)を超えるシベルメトリン及び基準値 (0.02ppm)を超えるジウロンが検出されるおそれ があるため。
エチオピア	生鮮コーヒー豆		γ-BHC DDT クロルデン ヘプタクロル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.002ppm)を超えるγ-BHC、基準値 (0.01ppm)を超えるDDT、基準値(0.01ppm)を超え るクロルデン及び基準値(0.01ppm)を超えるヘプ タクロルが検出されるおそれがあるため。
オーストラリア	とうもろこし (甘味種を除く。)		アフラトキシン	別表3によること。 ただし、コンテナ等によるバル ク形態で輸入される食品 については、ロットを代表す る任意の1コンテナ等内の上 部、中部、下部の計15か所 から計10kg以上を採取した ものを縮分して1kg、1検体と すること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀 類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1 試験法」又は平成18年7月13日付け食安監発第 0713001号「トウモロコシ中のアフラトキシンの試験法 について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	菜種	別途指示する輸出業者から 輸出されたものに限る。	フェニトロチオン	(1)容器包装に入れられたも のについては、平成18年3 月31日付け食安輸発第 0331001号別表2の3による こと。 (2)本船にバルク形態で積 載されたものについては、次 のとおりとする。 ①ハッチにおいてサンプリ ングを行う場合、上部、中部、 下部から計10kg以上を採取 したものを縮分して1kgとし、 1検体とする。 ②サイロ又はハンケ(以下 「サイロ等」という。)におい てサンプリングを行う場合に は、任意の1サイロ等におい て、搬入する直前に適正な 時間的間隔を持って15回計 10kg以上を採取したものを 縮分して1kgとし、1検体とす る。 ③コンテナにバルク形態で 輸入される食品については は、1コンテナ内の上部、中 部、下部の計15か所から計 10kg以上を採取したものを 縮分して1kgとし、1検体とす ること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフェニトロチオンが検 出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オランダ	セルリアック及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。
カナダ	ロブスター(大西洋沿岸で採取されたもので、甲殻内の肝臓及び胃等を含む可食内臓部位に限る。)及びその加工品		麻痺性貝毒	別表2の14によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	いんげん豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		グリホサート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(2.0ppm)を超えるグリホサートが検出されるおそれがあるため。
ガーナ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス ピリミホスメチル エンドスルファン フェンバレーレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、基準値(0.05ppm)を超えるピリミホスメチルが検出されるおそれ、基準値(0.1ppm)を超えるエンドスルファンが検出されるおそれ及び基準値(0.01ppm)を超えるフェンバレーレートが検出されるおそれがあるため。
韓国	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	活鰻	別途指示する韓国政府が発行したオキシリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシリニック酸	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるオキシリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工業者及び輸出業者であって、かつ別途指示する韓国政府が発行したオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンに係る証明書が添付されているものを除く。	オキシテトラサイクリン エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ及びエンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	別途指示する韓国政府が発行した原産地証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別表2の14に、下痢性貝毒については別表2の17によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」及び昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4MU/g、下痢性貝毒:0.05MU/g)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	冷凍むき身アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	黄色5号 赤色102号 コチニール クチナシ黄色素 モナスカス色素	別表2の1によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」、平成7年9月27日付け環乳第190号中の「韓国産冷凍むき身アカガイのコチニール色素の検査法」及び「衛生試験法・注解(日本薬学会編)」によること。	着色料が検出されるおそれがあるため。
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚分類及び生食用冷凍鮮魚分類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚分類及び生食用冷凍鮮魚分類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	あげまきがい及びその加工品 (切り身、むき身に限る。)		エンドスルファン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.004ppm)を超えるエンドスルファンが検出されるおそれがあるため。
	しじみ及びその加工品 (切り身、むき身に限る。)		エンドスルファン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.004ppm)を超えるエンドスルファンが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
韓国	きゅうり及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者により 輸出されたものを除く。	ジクロロボス及びナレド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるジクロロボス及びナレド が検出されるおそれがあるため。
	青とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録輸出業者 から輸出されたものを除く。	エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出さ れるおそれがあるため。
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録輸出業者 から輸出されたものを除く。	エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出さ れるおそれがあるため。
	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出されたものであって、か つ別途指示する韓国政府が発 行した残留農薬に係る証明 書が添付されているものを 除く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるEPNが検出されるおそ れがあるため。
	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
	せり及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出さ れるおそれがあるため。
	パブリカ(ジャンボピーマン)及びその 加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録輸出業者 から輸出されたものを除く。	エトプロホス及びクロルピリホ ス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホス及び基準 値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出される おそれがあるため。
	パブリカ(ジャンボピーマン)及びその 加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録輸出業者 から輸出されたものに限る。	フロニカミド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.4ppm)を超えるフロニカミドが検出され るおそれがあるため。
	ニラ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出さ れるおそれがあるため。
	わけぎ(学名Allium wakegi)及びその 加工品 (簡易な加工に限る。)		プロシミドン クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(5ppm)を超えるプロシミドン及び基準値 (0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるお それがあるため。
	エゴマ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録輸出業者 から輸出されたものを除く。	ビフェントリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるビフェントリンが検出さ れるおそれがあるため。
	カキチシャ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロシミドン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(5ppm)を超えるプロシミドンが検出される おそれがあるため。
レタス(チシャを含む)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジメトモルフ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.3ppm)を超えるジメトモルフが検出され るおそれがあるため。	
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	—	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無 を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
北朝鮮	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)		麻痺性貝毒	別表2の14によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
カンボジア	バジルシード		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
ギリシャ	ピスタチオナッツ加工品 (ピスタチオナッツを主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
スイス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
スペイン	食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	西洋トコブシ		麻痺性貝毒	1トン未満のロットについては、5検体、1トン以上のロットについては、10検体を採取すること。ただし、開梱数は別表2の4によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	野いちご	加工品を除く。	エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。
タイ	鶏の脂肪	別途指示するタイ政府が発行した有機塩素系農薬に係る証明書が添付されているものを除く。	DDT、ディルドリン、ヘプタクロル	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(2ppm)を超えるDDT、基準値(0.2ppm)を超えるディルドリン、基準値(0.2ppm)を超えるヘプタクロルが検出されるおそれがあるため。
	養殖及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示するタイ政府が発行したオキシソニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシソニック酸	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるオキシソニック酸が検出されるおそれがあるため。
	キンツァイ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出されたものを除く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ディル及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	ケール及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シベルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるシベルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	コロード及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シベルメトリン フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(5.0ppm)を超えるシベルメトリン及び基準値(1.0ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
タイ	コリアンダー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル フェノブカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるパラチオンメチル及び基準値(0.3ppm)を超えるフェノブカルブが検出されるおそれがあるため。
	アカシア及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス イソプロチオラン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(0.01ppm)を超えるイソプロチオランが検出されるおそれがあるため。
	シソクサ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	大葉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェントロチオン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるフェントロチオンが検出されるおそれがあるため。
	ヒメボウキ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェノブカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.3ppm)を超えるフェノブカルブが検出されるおそれがあるため。
	未成熟えんどう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	ウスイエンドウと総称されるものに 限る。	シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	ペパーミント及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	Puk-Prew及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	ツボクサ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	PAK PED及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出業者から輸出されたものを除く。	クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出されたものを除く。	プロピコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ニオイタコノキ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	バジルシード		アフラトキシン	1ロットを8分割した後、各分割について別表3によること。(注)	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	シカクマメ (簡易な加工に限る。)		EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
ミズオジギソウ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。	

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
タイ	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シベルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	マンゴスチン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イマザリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
台湾	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	ローヤルゼリー (乾燥したものを含む。)		クロラムフェニコール	別表2の6によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途示す台湾行政院農業委員会漁業署が発行した輸出証明書が添付されているものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	鰻及び白焼き鰻： 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。 蒲焼き鰻： 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品		フラブリドン フラルタドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラブリドン及びフラルタドンが残留しているおそれがあるため。
	スポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルテトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロルテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。
	切り身のテラピア(イブミダイ) (スモーク品(薫製品)と称しているものを含む。)	現場検査において、鮮紅色を呈することが確認されたものに限り。ただし、平成10年1月16日付け衛乳第6号及び衛化第1号に基づき一酸化炭素による処理をされていないと判断されたものを除く。	一酸化炭素	別表2の2によること。	平成7年1月30日付け衛乳第10号及び衛化第7号中の「鮮魚中の一酸化炭素分析法」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるため。
	やいとはた及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		マラカイトグリーン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーンが残留しているおそれがあるため。
	オオヒラタケ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	セロリ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	タロイモ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
ニラ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。	

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
台湾	DAY LILY(ユリ科キスゲ属)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	シフルトリン シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるシフルトリン及び基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	ウーロン茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)		プロモプロピレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるプロモプロピレートが検出されるおそれがあるため。
	にんじん及びその加工品(簡易な加工に限る。)		メタミドホス アセフェート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるメタミドホス及び基準値(0.01ppm)を超えるアセフェートが検出されるおそれがあるため。
	食品(未加工品、簡易な加工品、食用油、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の13によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
中国	鶏肉		スルファキノキサリン	別表2の8によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるスルファキノキサリンが検出されるおそれがあるため。
	鶏肉及びその加工品		フララトドン フラゾリドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フララトドン及びフラゾリドンが残留しているおそれがあるため。
	ローヤルゼリー(乾燥したものを含む。)		クロラムフェニコール	別表2の6によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	乳及び乳製品並びにこれらを原材料とする加工食品		メラミン	別表2の2によること。	平成20年10月2日付け食安監発第1002003号「食品中のメラミンの試験法について」によること。	メラミンが使用されているおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものであって、別途指示する中国が発行したオキシロニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシロニック酸	別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるオキシロニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品(白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻加工品(白焼き、蒲焼き及び肝加工品に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	鰻及びその加工品		マラカイトグリーン フラゾリドン	別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーン及びフラゾリドンが残留しているおそれがあるため。
	鰻加工品(冷凍食品白焼き及び蒲焼きに限る。)		成分規格(生菌数、大腸菌群)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	冷凍食品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	えび及びその加工品(簡易な加工に限る。)		オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン テトラサイクリン	別表2の7によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		スルファメキサゾール	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	スルファメキサゾールが残留しているおそれがあるため。
	フナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別表2の14に、下痢性貝毒については別表2の15によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」及び昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4MU/g、下痢性貝毒:0.05MU/g)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	しじみ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルテトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロルテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ピブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	タウナギ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	ケツギョ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		マラカイトグリーン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーンが残留しているおそれがあるため。
	養殖フグ	別途指示する輸出者により輸出されたものに限る。	フラゾリドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがあるため。
	さば加工品(簡易な加工に限る。)		マラカイトグリーン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーンが残留しているおそれがあるため。
	あさり加工品(簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	どじょう及びその加工品(簡易な加工に限る。)		エンドスルファン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」及び平成18年8月8日付け食安発第0808002号「畜水産食品に残留する農薬エンドスルファンの試験法について」によること。	基準値(0.004ppm)を超えるエンドスルファンが検出されるおそれがあるため。
	大粒落花生		アセトクロール BHC	別表2の3によること。	アセトクロール及びBHC: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセトクロール及び基準値(0.01ppm)を超えるBHCが検出されるおそれがあるため。
	白キクラゲ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
しいたけ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェンプロバトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフェンプロバトリンが検出されるおそれがあるため。	

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	未成熟えんどう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	さや用種及びスナップエンドウと総称されるものに限る。	シベルメトリン クロルピリホス フルシラゾール イソプロチオラン ジメトモルフ	シベルメトリンについては別表2の11に、クロルピリホス、フルシラゾール、イソプロチオラン及びジメトモルフについては別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるシベルメトリン、基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(0.01ppm)を超えるフルシラゾール、基準値(0.01ppm)を超えるイソプロチオラン及び基準値(0.01ppm)を超えるジメトモルフが検出されるおそれがあるため。
	サイシン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェンバレーレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるフェンバレーレートが検出されるおそれがあるため。
	パクチョイ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	乾燥ほうれんそうについては、別途指示する加工企業のものに限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の12に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する加工企業の冷凍ほうれんそうに限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の11に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する加工企業の冷凍ほうれんそうに限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン	ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	生鮮ほうれんそう	別途指示する業者により生産及び輸出し、かつ別途指示する中国政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものに限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の8に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	セロリ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	しゅんぎく及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	キャベツ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	千切り、乱切り等の細切したもの及び加工品は、別表2の3によることとし、それ以外のものは別表2の16によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	そば(粉を含む。)		メタミドホス	(1) 容器包装に入れられたものについては、別表2の3によること。 (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ① ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。 ② サイロ又はハンケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。 ③ コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 また、検体の調整については、平成18年12月25日付け食安基発第1225002号に留意すること。	基準値(0.01ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	ウーロン茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
	にんにくの茎及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ピリメタニル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるピリメタニルが検出されるおそれがあるため。
	ねぎ(わけぎを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		テブフェノジド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェノジドが検出されるおそれがあるため。
	わけぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ピリメタニル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるピリメタニルが検出されるおそれがあるため。
	きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルピリホス ピフェントリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス及び基準値(0.01ppm)を超えるピフェントリンが検出されるおそれがあるため。
	しょうが及びその加工品(簡易な加工に限る。)		BHC	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるBHCが検出されるおそれがあるため。
	ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ピリメタニル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるピリメタニルが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	未成熟いんげん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェンプロバトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフェンプロバトリンが検出されるおそれがあるため。
	柿の葉(直接飲食に供するものに限る。) 及びその加工品(簡易な加工に限る。)		カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベニミル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(3ppm)を超えるカルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベニミルが検出されるおそれがあるため。
	緑茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
	にんじん及びその加工品(簡易な加工に限る。)		アセフェート トリアジメノール メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセフェート、基準値(0.1ppm)を超えるトリアジメノール及び基準値(0.01ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2,4-D ジコホール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超える2,4-D及び基準値(0.05ppm)を超えるジコホールが検出されるおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の13によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
	食品(平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成20年12月11日付け食安発第1211002号)通知注1)に示すもの。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	放射線照射	別表2の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。
チリ	養殖さけ・ます及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示するチリ政府が発行したオキシテトラサイクリンに係る証明書が添付されているものを除く。	オキシテトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれがあるため。
デンマーク	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するデンマーク政府による輸出用ナチュラルチーズの承認工場で製造されたものを除く。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
トルコ	ヘーゼルナッツ		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
ナイジェリア	ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
ニュージーランド	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮アスパラガスを除く。	ジクロロポス及びナレド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるジクロロポス及びナレドが検出されるおそれがあるため。
パラグアイ	小粒落花生及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
フィリピン	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	バナナ	別途指示する農場で生産されたものに限る。	ピテルタノール	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるピテルタノールが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示するフィリピン政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出業者から輸出されたものを除く。	クロルピリホス シベルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ及び基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	アスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮アスパラガスを除く。	ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮おくらを除く。	テブフェノジド フルアジホップ メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェノジド、基準値(0.01ppm)を超えるフルアジホップ及び基準値(0.5ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
ブラジル	鶏肉	KAEFER AGRO INDUSTRIAL LTDA.(SIF:1672)で処理されたものに限る。	エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるエンロフロキサシンが検出されるおそれがあるため。
	生鮮コーヒー豆	別途指示する検査機関が発行したジクロルボスに係る証明書が添付されているものを除く。	ジクロルボス及びビナレド	別表2の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるジクロルボス及びビナレドが検出されるおそれがあるため。
	小麦及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ブラジル	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)		アフラトキシン	(1) 容器包装に入れられたものについては、別表3によること。 (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ① ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。 ② サイロ又はハンケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体とする。 ③ コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」又は平成18年7月13日付け食安監発第0713001号「トウモロコシ中のアフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	リステリアに関する政府機関の証明書が添付されているものを除く。ただし、別途指示するものを除く。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	鶏肉	別途指示する処理場で処理されたものに限る。	スルファキノキサリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるスルファキノキサリンが検出されるおそれがあるため。
フランス	ウサギ肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)		スルファジメトキシム	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるスルファジメトキシムが検出されるおそれがあるため。
	レンズ豆		デルタメトリン及びトラロメリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるデルタメトリンが検出されるおそれがあるため。
	ブラックカラント及びその加工品(簡易な加工に限る。)		フルシラゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルシラゾールが検出されるおそれがあるため。
米国	牛肉加工品	別途指示する製造者で製造された挽肉に限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表2の4によること。	平成18年11月2日付け食安監発第1102006号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。
	牛肉調整品及び豚肉調整品	別途指示する製造者でテンダライズ処理されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表2の4によること。	平成18年11月2日付け食安監発第1102006号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
米国	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	レモン	別途指示するブランドに限る。	オルトフェニルフェノール	別表2の4によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	基準値(0.010g/kg)を超えるオルトフェニルフェノールが検出されるおそれがあるため。
	アーティチョーク及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェンバレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.20ppm)を超えるフェンバレートが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(2.0ppm)を超えるペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	生鮮パパイヤ	別途示すハワイ州政府が発行した分別管理に係る証明書が添付されているものを除く。	遺伝子組換え	平成13年3月27日付け食発第110号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	平成13年3月27日付け食発第110号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ55-1が検出されるおそれがあるため。
	とうもろこし (爆裂種に限る。)		ピリミホスメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるピリミホスメチルが検出されるおそれがあるため。
	アーモンド加工品 (アーモンドを主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
	パセリ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
米国	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)		アフラトキシン	(1) 容器包装に入れられたものについては、平成17年3月31日付け食安発第0331001号別表3によること。 (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ① ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。 ② サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体とする。 ③ コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」又は平成18年7月13日付け食安監発第0713001号「トウモロコシ中のアフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	セロリ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ボスカリド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるボスカリドが検出されるおそれがあるため。
	食品(平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成20年12月11日付け食安発第1211002号)通知注1)に示すもの。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	放射線照射	別表2の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。
ベトナム	もろこし(こりゃん等)及びその加工品(もろこし(こりゃん等)を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
	ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)		インドキサカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるインドキサカルブが検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品		フラゾリドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがあるため。
	イカ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ベトナム	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール フラゾリドン フラルタドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン及びフラルタドンが残留しているおそれがあるため。
	水産食品(無加熱で摂取されるもの又は国内において十分な加熱(70℃1分又はこれと同等以上)を経た上で販売されることが確認できないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出したものに限り。	赤痢菌	別表2の14によること。	平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法について」によること。	赤痢菌で汚染されているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の13によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
ベネズエラ	カカオ豆		アフラトキシン	別表3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。
ベルギー	セルリアック及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	リーキ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ハロキシホップ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるハロキシホップが検出されるおそれがあるため。
ボリビア	ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
南アフリカ	グレープフルーツ	別途指示する輸出者から輸出されたものに限る。 ただし、別途指示する南アフリカ政府が発行した残留農薬に係る証明書が添付されているものを除く。	イマザリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.0050g/kg)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁		パツリン	別表5によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.050ppm)を超えるパツリンが検出されるおそれがあるため。
ミャンマー	ひよこ豆		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
ラオス	オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

(注) 各検体についてアフラトキシンの検査を実施し、1検体でも陽性の検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。

	ロットの大きさ (N)	検体採取のため の開梱数 (n)	検体採取量 (kg)	検体数 ^{*1}
1	≧ 1	1	0 . 5	1
2	≧ 50	2	0 . 5	1
	51 ~ 500	3	0 . 5	1
	501 ~ 3,200	5	0 . 5	1
	≧ 3,201	8	0 . 5	1
3	≧ 50	3	1 ^{**2}	1
	51 ~ 150	5	1 ^{**2}	1
	151 ~ 500	8	1 ^{**2}	1
	501 ~ 3,200	1 3	1 ^{**2}	1
	3,201 ~ 35,000	2 0	1 ^{**2}	1
	≧ 35,001	3 2	1 ^{**2}	1
4	≧ 150	3	1	1
	151 ~ 1,200	5	1	1
	≧ 1,201	8	1	1
5	≧ 50	6 (3 × 2)	2 (1 × 2)	2
	51 ~ 150	1 0 (5 × 2)	2 (1 × 2)	2
	151 ~ 500	1 6 (8 × 2)	2 (1 × 2)	2
	501 ~ 3,200	2 6 (1 3 × 2)	2 (1 × 2)	2
	3,201 ~ 35,000	4 0 (2 0 × 2)	2 (1 × 2)	2
	≧ 35,001	6 4 (3 2 × 2)	2 (1 × 2)	2
6	≧ 150	3	0 . 2	1
	151 ~ 1,200	5	0 . 2	1
	≧ 1,201	8	0 . 2	1
7	≧ 150	6 (3 × 2)	2 (1 × 2)	2
	151 ~ 1,200	1 0 (5 × 2)	2 (1 × 2)	2
	≧ 1,201	1 6 (8 × 2)	2 (1 × 2)	2
8	≧ 150	1 2 (3 × 4)	4 (1 × 4)	4
	151 ~ 1,200	2 0 (5 × 4)	4 (1 × 4)	4
	≧ 1,201	3 2 (8 × 4)	4 (1 × 4)	4
9	≧ 25	3	0 . 3	1
	26 ~ 150	5	0 . 3	1
	151 ~ 1,200	8	0 . 3	1
	≧ 1,201	1 3	0 . 3	1
1 0	≧ 50	1 2 (3 × 4)	4 (1 × 4)	4
	51 ~ 150	2 0 (5 × 4)	4 (1 × 4)	4
	151 ~ 500	3 2 (8 × 4)	4 (1 × 4)	4
	501 ~ 3,200	5 2 (1 3 × 4)	4 (1 × 4)	4
	3,201 ~ 35,000	8 0 (2 0 × 4)	4 (1 × 4)	4
	≧ 35,001	1 2 8 (3 2 × 4)	4 (1 × 4)	4
1 1	≧ 50	2 4 (3 × 8)	8 (1 × 8)	8
	51 ~ 150	4 0 (5 × 8)	8 (1 × 8)	8
	151 ~ 500	6 4 (8 × 8)	8 (1 × 8)	8
	501 ~ 3,200	1 0 4 (1 3 × 8)	8 (1 × 8)	8
	3,201 ~ 35,000	1 6 0 (2 0 × 8)	8 (1 × 8)	8
	≧ 35,001	2 5 6 (3 2 × 8)	8 (1 × 8)	8
1 2	≧ 50	4 8 (3 × 16)	$\frac{16 (1 \times 16)}{1}$ ^{**3}	16
	51 ~ 150	8 0 (5 × 16)	$\frac{16 (1 \times 16)}{1}$ ^{**3}	16
	151 ~ 500	1 2 8 (8 × 16)	$\frac{16 (1 \times 16)}{1}$ ^{**3}	16
	501 ~ 3,200	2 0 8 (1 3 × 16)	$\frac{16 (1 \times 16)}{1}$ ^{**3}	16
	3,201 ~ 35,000	3 2 0 (2 0 × 16)	$\frac{16 (1 \times 16)}{1}$ ^{**3}	16
	≧ 35,001	5 1 2 (3 2 × 16)	$\frac{16 (1 \times 16)}{1}$ ^{**3}	16
1 3	≧ 1	1	0 . 3	1
1 4	≧ 150	3	0 . 3	1
	151 ~ 1,200	5	0 . 3	1
	≧ 1,201	8	0 . 3	1
1 5	≧ 150	6 (3 × 2)	1 (0.5 × 2)	2
	151 ~ 1,200	1 0 (5 × 2)	1 (0.5 × 2)	2
	≧ 1,201	1 6 (8 × 2)	1 (0.5 × 2)	2
1 6	特定せず	特定せず	4 個をそれぞれ 4 等分し、おのおの から 1 等分を集め たもの	1
1 7	≧ 150	3	0 . 5	1
	151 ~ 1,200	5	0 . 5	1
	≧ 1,201	8	0 . 5	1

*1 複数の検体について、1 検体でも基準値を超える場合は違反とする。

*2 乾燥野菜及び茶（抹茶を除く。）にあつては 0 . 3 とする。

*3 乾燥野菜にあつては $0 . 3 \times 1 6 = 4 . 8$ とする。

別紙 3

食安発第0519007号
平成21年5月19日

社団法人 日本輸入食品安全推進協会会長 殿
日本食品輸入団体協議会会長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

中国産乾燥ほうれんそうの取扱いについて

中国産ほうれんそう加工品については、平成15年5月20日付け食安発第0520002号により、輸入者に対して輸入を自粛するよう指導し、このうち冷凍ほうれんそうについては、中国側の対策を踏まえ、平成16年6月17日以降、特定の企業が製造するものについて輸入自粛を求めないこととしているところです。

今般、乾燥ほうれんそうについて、中国側の管理体制が講じられたことに伴い、別添のとおり平成21年5月19日付け食安発第0519006号にて検疫所長あて通知しましたので、貴協会員への周知方よろしくお願いします。

なお、輸入の際には、輸入者に対し別添のとおり「乾燥ほうれんそう生産・加工工程書」の提出を求めることを申し添えます。

别添 1

中华人民共和国出入境检验检疫
ENTRY-EXIT INSPECTION AND QUARANTINE
OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

编号 No:370100202000001

卫生证书 (样本)
SANITARY CERTIFICATE (SAMPLE)

发货人名称及地址 Name and Address of Consignor	QINGDAO WANFU FOODSTUFF CO., LTD. LAIXI, QINGDAO, CHINA.		
收货人名称及地址 Name and Address of Consignee	TOKYO CO., LTD. YOKOHAMA JAPAN		
品名 Description of Goods	FROZEN DRIED SPINACH		
加工种类或状态 State or Type of Processing	FROZEN DRIED	标记及号码 Mark & No.	N/M
报检数量/重量 Quantity/Weight Declared	**400**CTNS/**4**MT		
包装种类及数量 Number and Type of Packages	-400-CARTONS		
储藏和运输温度 Temperature during Storage and Transport			
加工厂名称、地址及编号 (如果适用) Name, Address and approval No. of the approved Establishment (if applicable)	QINGDAO WANFU FOODSTUFF CO., LTD. LAIXI, QINGDAO, CHINA. 3700/08008		
启运地 Place of Despatch	QINGDAO, CHINA	到达国家及地点 Country and Place of Destination	YOKOHAMA, JAPAN
运输工具 Means of Conveyance	BY VESSEL	发货日期 Date of Despatch	22, MAR. 2009

IN ACCORDANCE WITH THE STANDARD SN/T0230.1-93, REPRESENTATIVES SAMPLES WERE DRAWN AT RANDOM, AND INSPECTED WITH THE RESULTS AS FOLLOWS:

NAME OF PESTICIDES :CHLORPYRIFOS

TEST RESULT: NOT DETECTED

REMARKS:

LOT NUMBER OF PRODUCT: 3700/080080001
 YEAR AND MONTH OF HARVEST: OCTOBER, 2008
 ANALYSIS METHOD OF DETECTION LIMIT : 0.01mg/kg
 DATE OF TEST:18 MAR. 2009
 NAME AND ADDRESS OF LABORATORY: Inspection And Quarantine Technical Center of Shandong CIQ,
 Qingdao, Shandong, China
 NAME OF INSPECTOR:LINING

印章
Official Stamp

签证地点 Place of Issue QINGDAO 签证日期 Date of Issue 20, MAR., 2009

授权签字人 Authorized Officer ZHANGHONG 签 名 Signature _____

中华人民共和国出入境检验检疫机关及其官员或代表不承担签发本证书的任何财经责任。No financial liability with respect to this certificate shall attach to the entry-exit inspection and quarantine authorities of the P.R. of China or to any of its office or representative.

別添 2

年 月 日
番 号

乾燥ほうれんそう生産・加工工程書

製品名： _____

製造ロット番号： _____

賞味期限： _____

数重量： _____

加工工場名、住所： _____

ほ場番号及び区画番号（区画面積）： _____

ほ場名、住所： _____

原材料の収穫年月日： _____

使用農薬の成分名： _____

ほ場植保員名： _____

試験検査結果

	収穫前	中間製品	最終製品
自主検査実施年月日			
試験品採取方法※			
検査結果※※ (試験成績書の写し)	別紙○	別紙○	別紙○

※ 採取単位数及び検体数を記載

※ ※ 検査結果は、賞味期限毎、ほ場番号及び区画番号毎の試験成績書の写しを添付すること。

※ ※ ※ 使用農薬成分名、農薬検査項目は、英文名併記のこと。

備考：

加工企業名 _____

製造責任者署名 _____

品質管理責任者署名 _____